

第2章

松山市 子どもの貧困 対策計画

1. 計画の概要

(1) 策定の趣旨

「2019年国民生活基礎調査(厚生労働省)」によると、我が国の子どもの貧困率は平成30(2018)年に13.5%となっています。これは、子どもの7人に1人が貧困状態にあるという先進国の中でも厳しい水準であり、また、こうした状況は継続しています。

平成27(2015)年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)が、あらゆる貧困を根絶することや、すべての人に包摂的で質の高い教育を普及させることなどを掲げているとおり、子どもの貧困対策は国際社会の一員として我が国が対策すべき喫緊の問題のひとつとなっているところです。

国では、平成26(2014)年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定して対策を開始し、その後、同法を改正し令和元年9月に施行、同大綱も令和元(2019)年11月に改定し、さらなる対策の強化のため、市町村に対しても子どもの貧困対策計画策定の努力義務を課すなどしたところです。

こうした背景のもと、松山市(以下「本市」という。)でも、子どもの貧困をとりまく現状を踏まえ、総合的に施策を展開し、貧困の連鎖を断ち切るため、「松山市子どもの貧困対策計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。



出典:内閣府

(2) 計画の位置付け

① 法的根拠と用語の定義

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)」第 9 条第 2 項の規定に基づき策定するものです。

「子どもの貧困」について同法に明確な定義がありませんが、国民生活基礎調査での相対的貧困率の考え方を基本に、施策から取り残される子どもが生じないよう、広く捉えるものとします。

同法での「子どもの貧困率」などの定義については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令(平成 26 年政令第 5 号)」を踏まえます。

本計画でいう「子ども」は、概ね 18 歳未満の者とします。

② 計画の対象

「現在貧困状態にある子どもとその保護者」を対象としますが、施策から誰一人取り残すことのないよう、広く捉えるものとします。

③ 上位・関連計画等との整合

国の「子供の貧困対策に関する大綱(令和元年 11 月)」や愛媛県の「第 2 期えひめ・未来・子育てプラン(後期計画)」に含まれる「愛媛県子どもの貧困対策計画」と整合を図って推進します。

本市まちづくりの最上位計画である「第 6 次松山市総合計画(後期基本計画)」のもと推進する、児童福祉に係る部門別計画である「第 2 期松山市子ども・子育て支援事業計画」に示した「子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進」を具体的に展開していくための計画となります。

「第 4 次まつやま教育プラン 21」、「第 4 期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画(このまちなえがおプラン)」などの関連計画とも整合を図っています。

④ 国際社会との協調

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、平成元(1989)年の第 44 回国連総会で採択され、平成 2(1990)年に発効しました。我が国も平成 6(1994)年に批准して、子どもの権利を守るための取組を進めてきています。

本計画は、国際社会の一員として、こうした子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障していくことに資するものです。

また、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2030 年を年限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択しており、我が国でも、普及・啓発と日本経済の持続的な成長につなげていくための取組が展開されています。

本市は、令和 2(2020)年度、優れた SDGsの取組を提案する都市である「SDGs 未来都市」として国から選定されているように、本計画でも SDGsの達成に向け、主に次のゴールに取り組んでいきます。

- 目標1 (貧困)あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2 (飢餓)飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3 (保健)あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4 (教育)全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5 (ジェンダー)ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
- 目標8 (成長・雇用)包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 10 (不平等)各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 (都市)包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 16 (平和)持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



(3) 計画の期間

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度の 5 年間を計画期間とします。

(4) 計画の策定方法

① 実態調査

平成 30(2018)年 9 月 4 日～9 月 19 日(追加調査:平成 31(2019)年 3 月 15 日～4 月 8 日)の期間に就学前児童のいる世帯、小学生児童のいる世帯、小学生以下の子どもがいる生活保護受給世帯に対して、「松山市子どもの生活実態調査」を行いました。

また、令和元(2019)年 9 月 9 日～10 月 9 日に愛媛県が実施した、「愛媛県子どもの生活に関する調査」の結果についても踏まえた上で本計画を策定します。

② 策定体制

「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を審議機関として設置し、審議を重ね、パブリックコメント(市民意見公募手続)を経て策定しています。

事務局は保健福祉部子育て支援課が担当し、計画策定のための各施策等に関する事項については、「松山市子どもの貧困対策に関する庁内関係課連絡会」により関係課で連携し検討を進めました。

(5) 計画の進行管理

本計画は、本市の関係部署と関係機関及び関係団体が連携をし、施策の推進に取り組むとともに、その進捗状況の評価を「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」が毎年実施し、定期的に公表します。

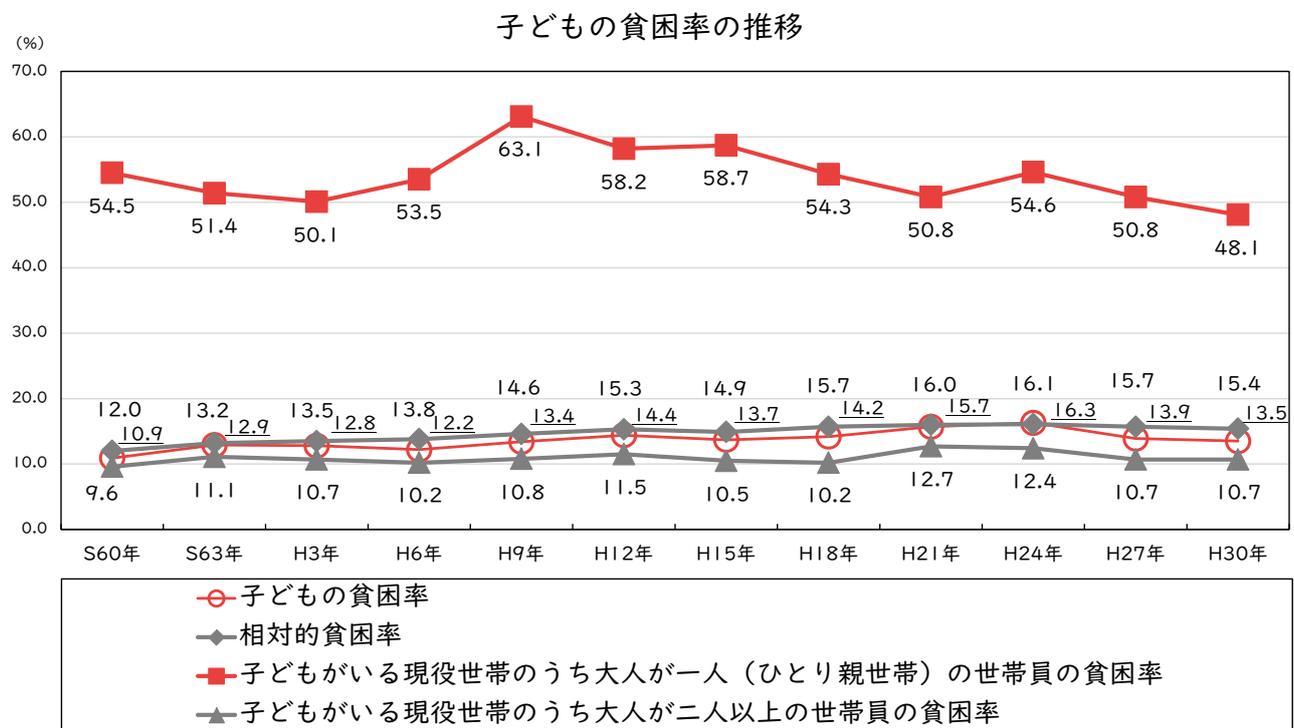
2. 子どもの貧困を取り巻く現状と課題

(1) 基礎統計にみる現状

① 国内の子どもの貧困率

平成 30(2018)年の「子どもの貧困率」は 13.5%、「子どもがいる現役世帯」(世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯)のうち「大人が一人」(ひとり親世帯)の世帯員では 48.1%、「大人が二人以上」の世帯員では 10.7%となっています。

前回調査から減少、横ばいとなっていますが、ひとり親世帯の貧困率は高い水準にあります。

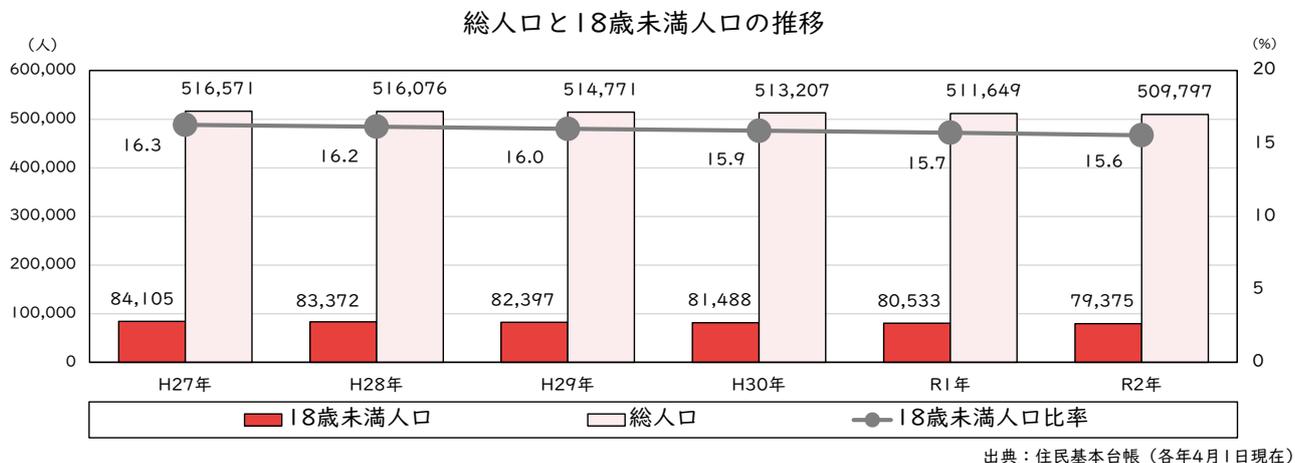


出典：国民生活基礎調査（各年）

- ※ 子どもの貧困率：18 歳未満の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合
- ※ 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額(平成 30 年調査では 127 万円)
- ※ 等価可処分所得：世帯の可処分所得(収入から、税金、社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割った額。世帯の可処分所得を世帯人数の違いにより調整したもの
- ※ 相対的貧困率：貧困線に満たない世帯員の割合

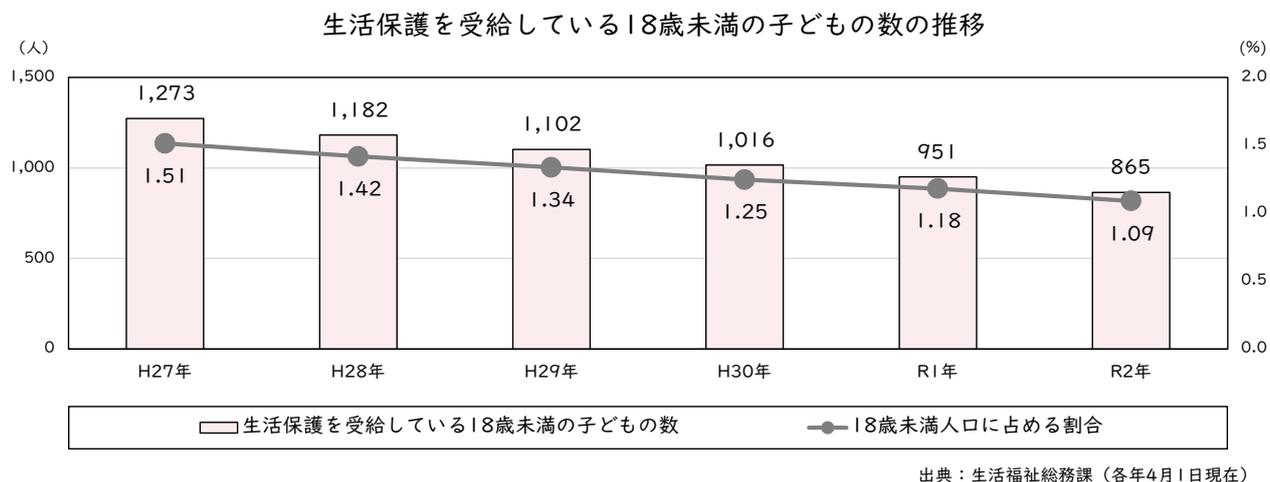
② 18歳未満人口の推移

本市の18歳未満人口は令和2(2020)年が79,375人、総人口に占める割合が15.6%となっています。総人口、18歳未満人口ともに減少傾向にあります。



③ 生活保護を受給している18歳未満の子どもの数の推移

生活保護を受給している18歳未満の子どもは、令和2(2020)年で865人、18歳未満人口に占める割合が1.09%となっており、人数、割合ともに平成27(2015)年から減少傾向にあります。

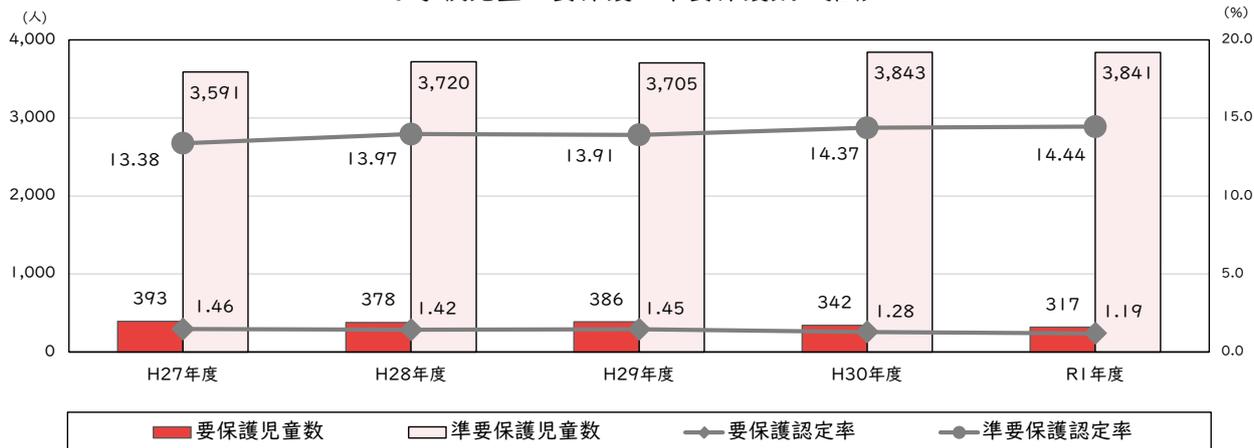


④ 要保護・準要保護児童生徒認定者数の推移

小学校の令和元(2019)年度の要保護児童数が 317 人、準要保護児童数が 3,841 人、要保護児童数が減少傾向にある一方、準要保護児童は増加しています。

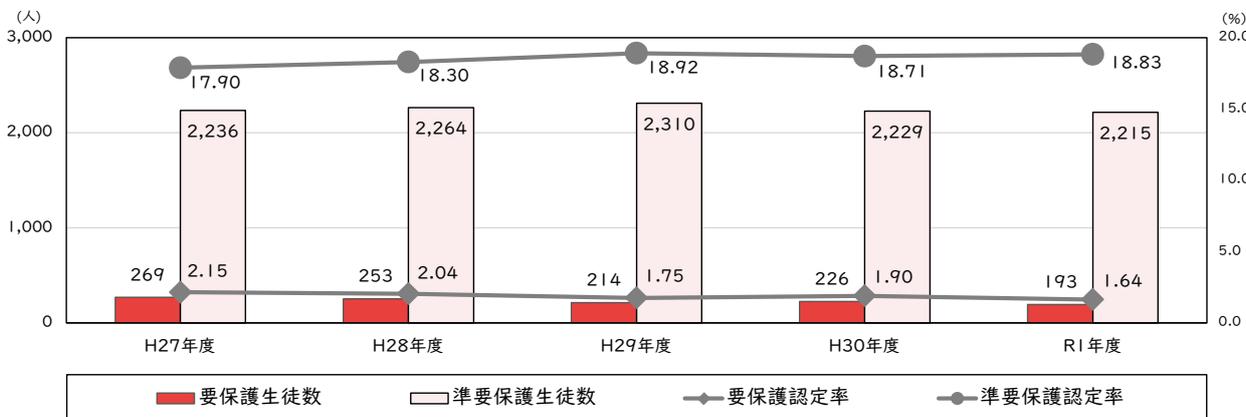
中学校の令和元(2019)年度の要保護生徒数が 193 人、準要保護生徒数が 2,215 人、要保護生徒数は減少傾向、準要保護生徒数は横ばいで推移しています。

小学校児童の要保護・準要保護数の推移



出典：学校教育課、生活福祉総務課

中学校生徒の要保護・準要保護数の推移



出典：学校教育課、生活福祉総務課

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
小学校児童数	26,845	26,631	26,626	26,745	26,597
中学校生徒数	12,493	12,374	12,210	11,914	11,761

※ 要保護児童生徒：生活保護を受けている世帯に属する児童生徒

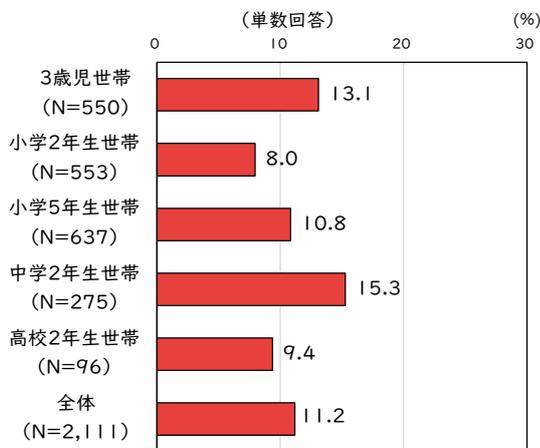
※ 準要保護児童生徒：要保護児童生徒に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に属する児童生徒

② 調査結果のポイント

(世帯の経済的な状況等)

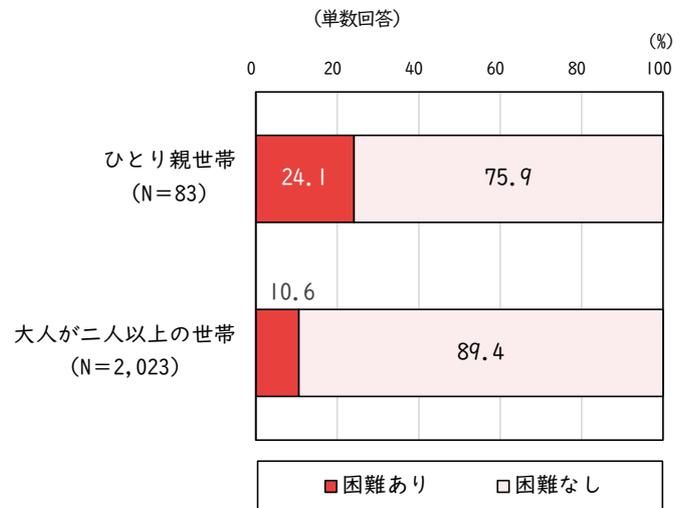
- ・ 過去 1 年間に必要な食料や衣類の購入ができなかった経験がある子育て家庭(以下「困難あり家庭」という。)が 11.2%となっています。また、「困難あり家庭」では今後の家庭生活の見通しについて「悪くなっていく」が 17.8%と「困難なし家庭」より多く、今後を悲観的にとらえています。(「愛媛県子どもの生活に関する調査」(以下「県調査」という。))
- ・ 世帯別に「困難あり家庭」の割合をみると、「ひとり親世帯」が 24.1%、「大人が二人以上の世帯」が 10.6%となっています。(県調査)

過去 1 年間に必要な食料や衣類を
購入できなかった経験



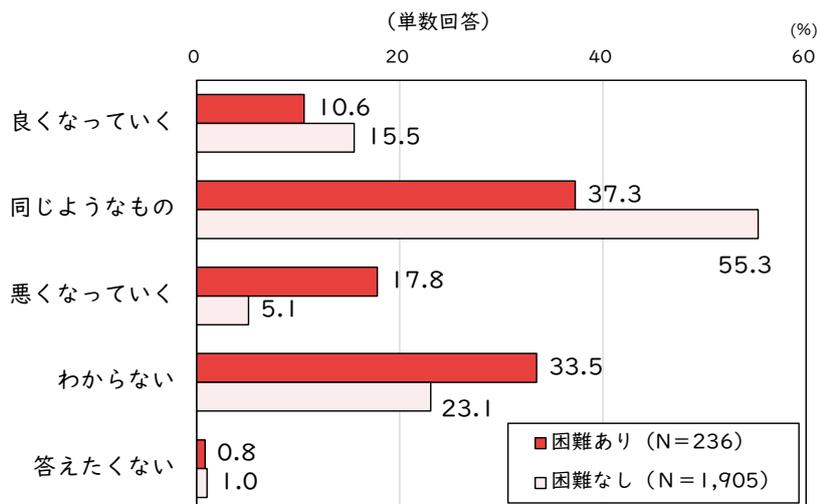
出典：愛媛県子どもの生活に関する調査

世帯別「困難あり家庭」の割合



出典：愛媛県子どもの生活に関する調査

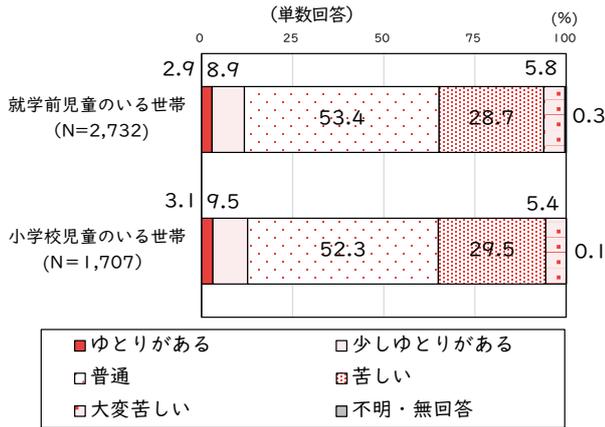
今後の家庭生活の経済的な見通し



出典：愛媛県子どもの生活に関する調査

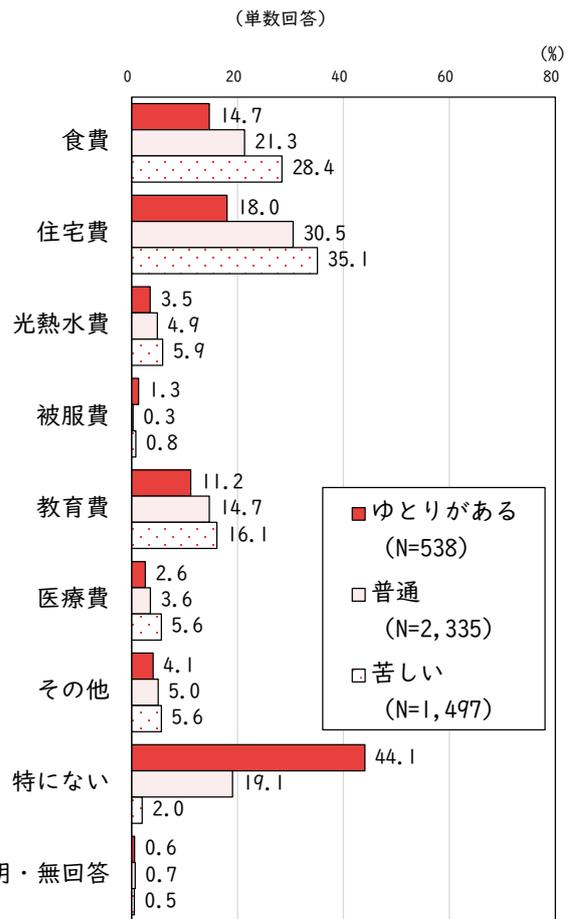
- ・現在の暮らしを総合的にみて「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した世帯(以下「暮らしが苦しい世帯」という。)は、「就学前児童のいる世帯」が34.5%、「小学校児童のいる世帯」が34.9%となっています。(「松山市子どもの生活実態調査」(以下「市調査」という。))
- ・「暮らしが苦しい世帯」では50.0%が「貯蓄をしたいができていない」となっています。また、「暮らしが苦しい世帯」の家計を圧迫している費用として「住宅費」が最も多く35.1%となっています。(市調査)

総合的にみた現在の暮らし



出典：松山市子どもの生活実態調査

家計を圧迫している費用

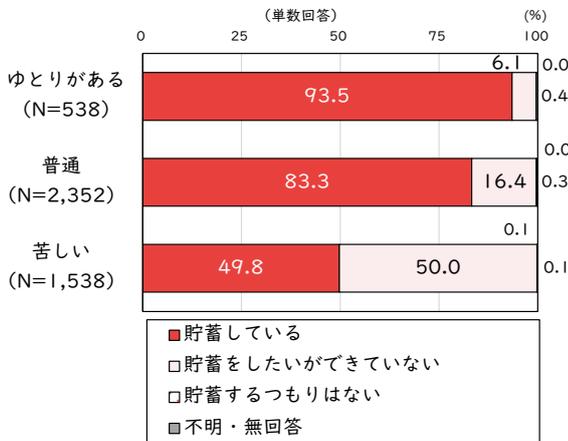


※生活保護受給世帯は含めていない。

※「総合的にみた現在の暮らし」について「ゆとりがある」「少しゆとりがある」の回答者を「ゆとりがある」「苦しい」「大変苦しい」の回答者を「苦しい」としている。

出典：松山市子どもの生活実態調査

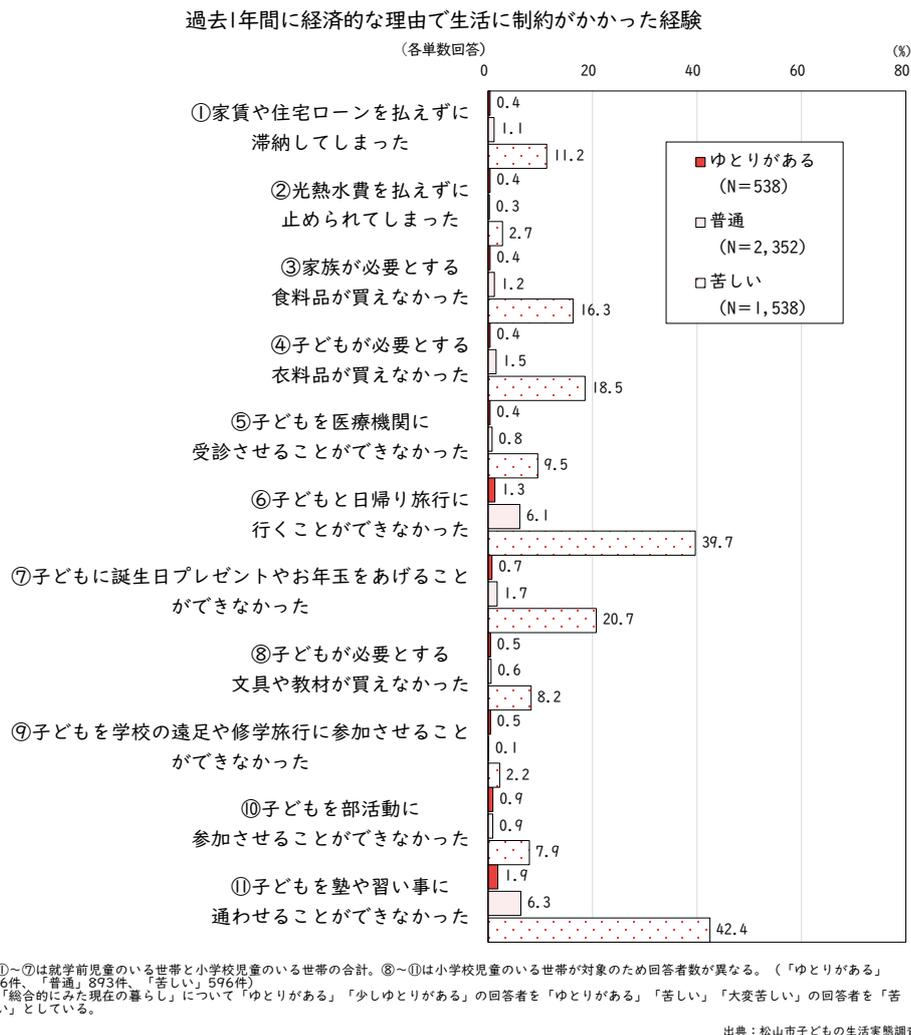
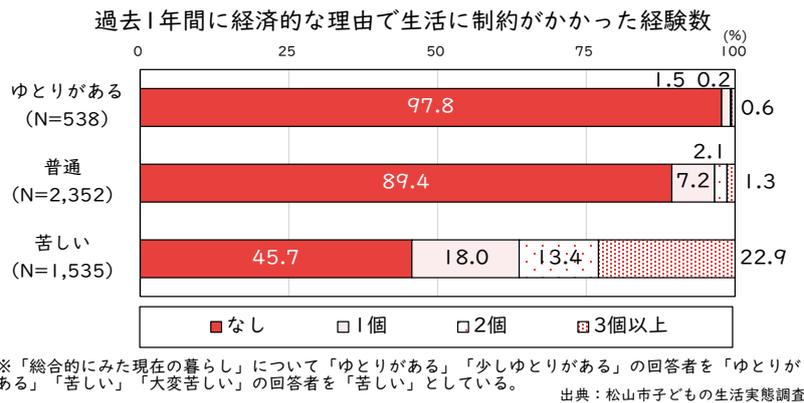
貯蓄の状況



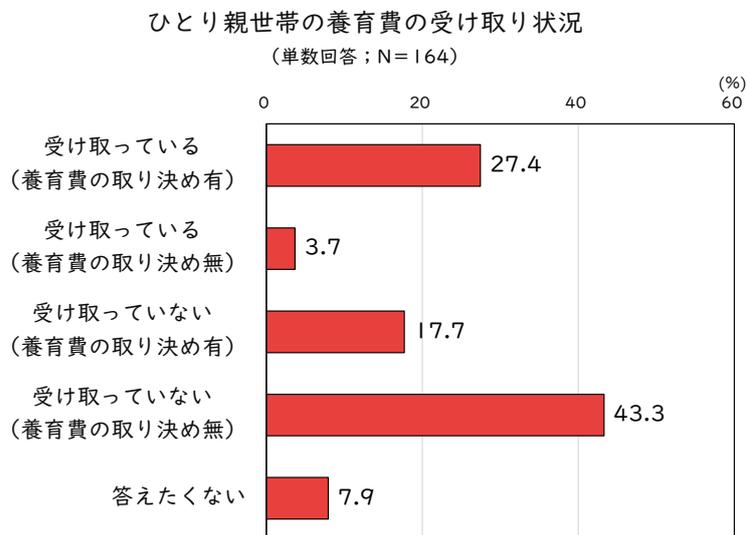
※「総合的にみた現在の暮らし」について「ゆとりがある」「少しゆとりがある」の回答者を「ゆとりがある」「苦しい」「大変苦しい」の回答者を「苦しい」としている。
 ※就学前児童のいる世帯と小学校児童のいる世帯の合計。

出典：松山市子どもの生活実態調査

- 過去1年間に経済的な理由で生活に制約がかかった経験数は「暮らしが苦しい世帯」で多く、54.3%の世帯で少なくとも1つは経験しています。また、制約がかかった経験数は、暮らしが苦しいほど多くなっており、「暮らしが苦しい世帯」では3個以上の経験が22.9%となっています。(市調査)
- 過去1年間に経済的な理由により生活に制約がかかった経験の内容として、「暮らしが苦しい世帯」では、「子どもを塾や習い事に通わせることができなかった」が最も多く42.4%、次いで「子どもと日帰り旅行に行くことができなかった」が39.7%などとなっています。(市調査)



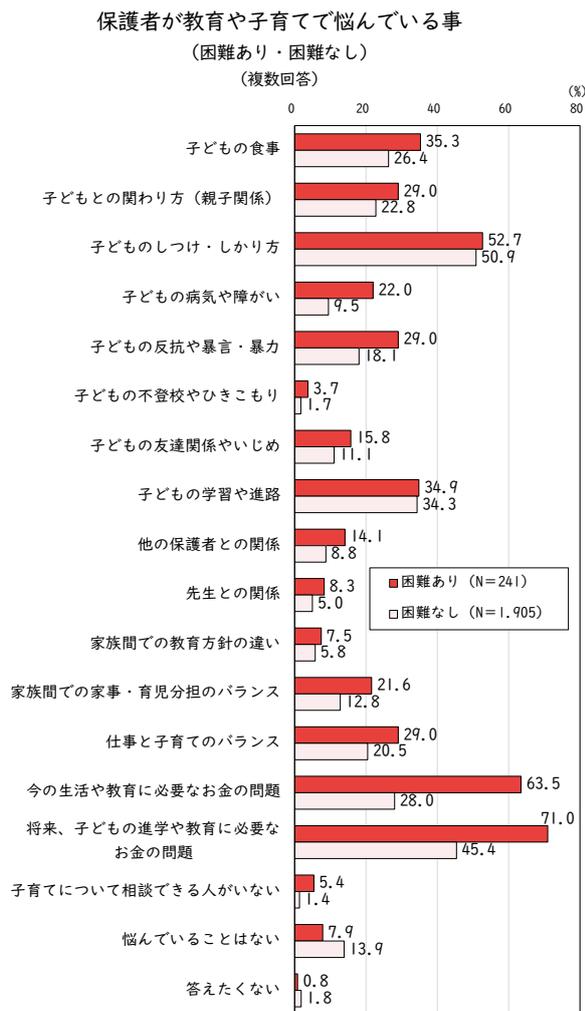
- ・ ひとり親世帯の養育費の受け取り状況は、「受け取っていない(養育費の取り決め無)」が最も多く43.3%、次いで「受け取っている(養育費の取り決め有)」が27.4%などとなっています。「受け取っていない(養育費の取り決め有)」を含めると、養育費を受け取っていない世帯は61%となります。(県調査)



出典：愛媛県子どもの生活に関する調査

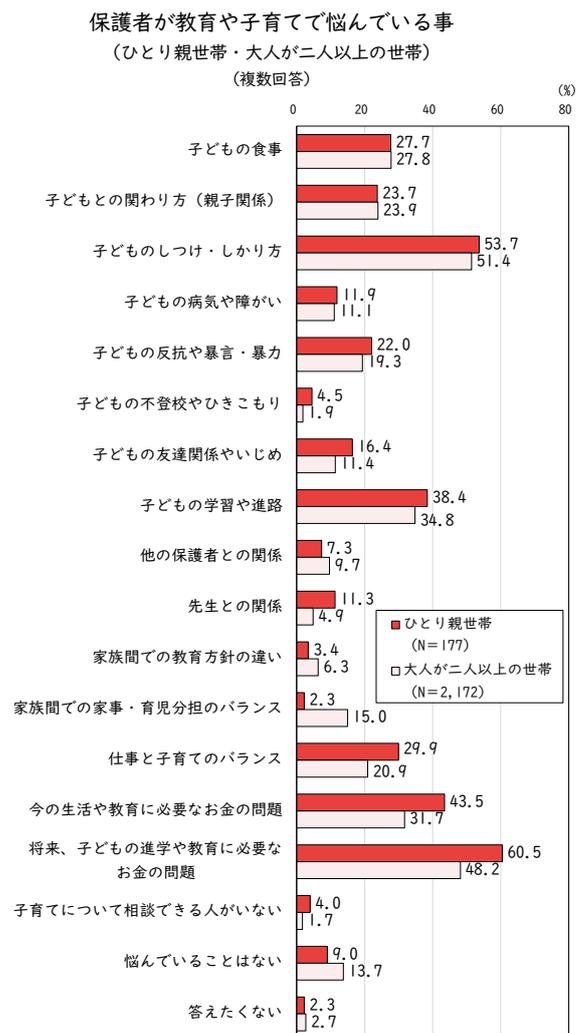
(保護者の子育て等の悩み事や相談相手について)

- ・「困難あり家庭」では、「将来、子どもの進学や教育に必要なお金の問題」が最も多く 71.0%、次いで「今の生活や教育に必要なお金の問題」が 63.5%、「子どものしつけ・しかり方」が 52.7%などとなっており、これらの項目は、「困難なし家庭」よりも多くなっています。(県調査)
- ・「困難なし家庭」では、「子どものしつけ・しかり方」が最も多く 50.9%、次いで「将来、子どもの進学や教育に必要なお金の問題」が 45.4%、「子どもの学習や進路」が 34.3%などとなっています。(県調査)
- ・「ひとり親世帯」では、「将来、子どもの進学や教育に必要なお金の問題」が最も多く 60.5%、次いで「子どものしつけ・しかり方」が 53.7%、「今の生活や教育に必要なお金の問題」が 43.5%などとなっています。「ひとり親世帯」では、「大人が二人以上の世帯」よりも、「先生との関係」「仕事と子育てのバランス」「今の生活や教育に必要なお金の問題」「将来、子どもの進学や教育に必要なお金の問題」等が多くなっています。(県調査)
- ・「子育てについて相談できる人がいない」は、「ひとり親世帯」が 4.0%、「大人が二人以上の世帯」が 1.7%、「困難あり家庭」が 5.4%となっています。「困難あり家庭」では、「困難なし家庭」よりも「子育てについて相談できる人がいない」が多くなっています。(県調査)



※「子どもの不登校やひきこもり」「子どもの友達関係やいじめ」「子どもの学習や進路」について3歳児保護者は質問をしていない。

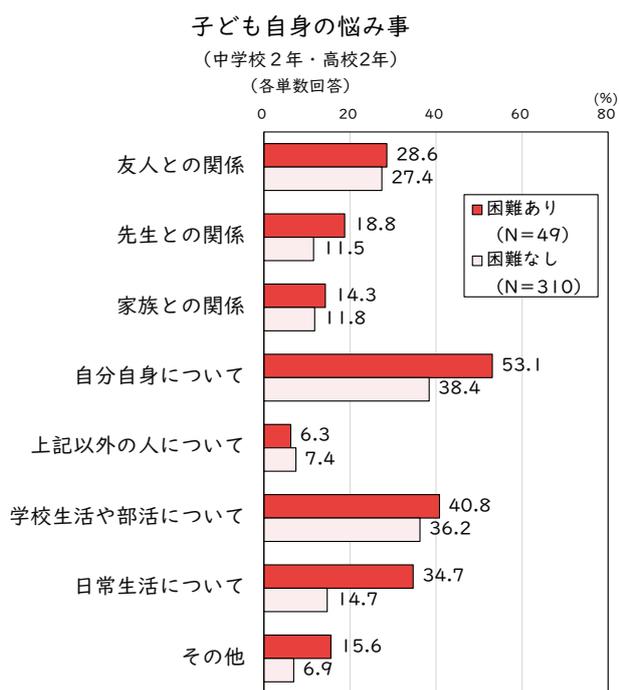
出典：愛媛県子どもの生活に関する調査



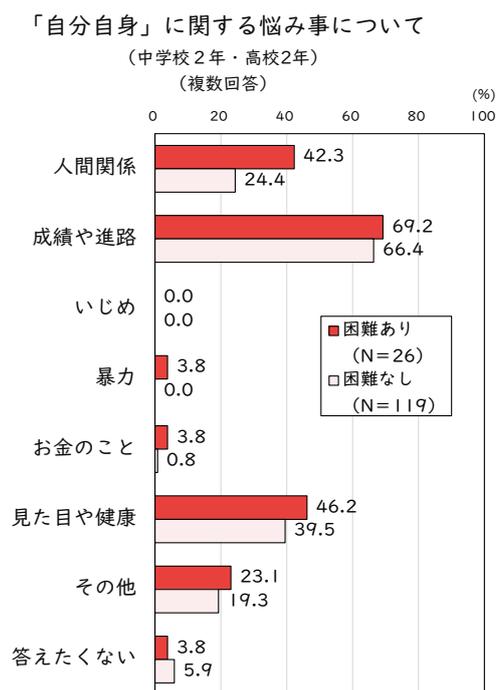
出典：愛媛県子どもの生活に関する調査

(子ども自身の悩み事)

- ・ 中学校 2 年、高校 2 年の子ども自身の困り事や悩み事は、困難の有無にかかわらず「自分自身について」が最も多く、「困難あり家庭」が 53.1%、「困難なし家庭」が 38.4%となっています。また、自分自身に関する具体的な悩み事は、困難の有無にかかわらず「成績や進路」が最も多くなっています。(県調査)
- ・ 小学校 5 年、中学校 2 年、高校 2 年の子どもが困り事や悩み事、楽しいことなどを相談する相手は、困難の有無にかかわらず、「自分の親」が最も多く「困難あり家庭」が 84.6%、「困難なし家庭」が 79.0%となっています。(県調査)



出典：愛媛県子どもの生活に関する調査

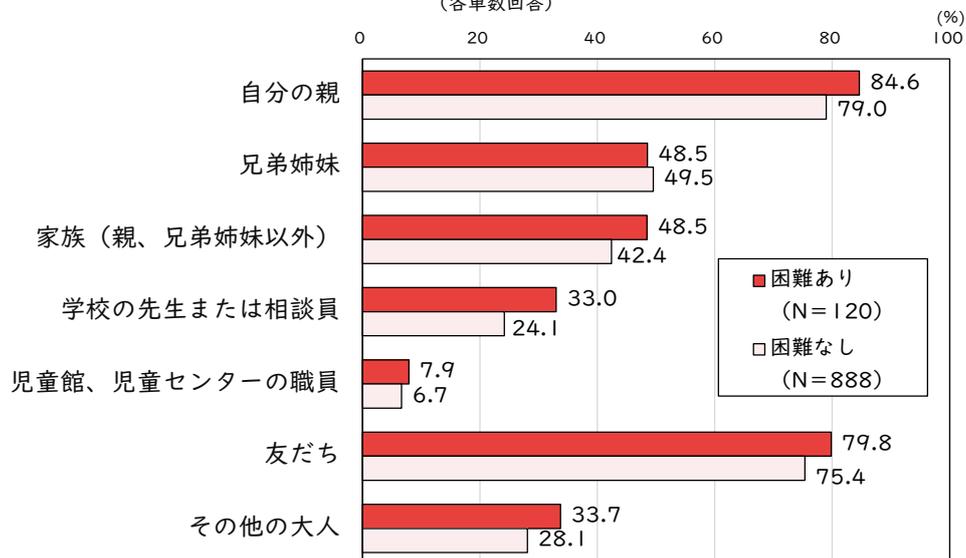


出典：愛媛県子どもの生活に関する調査

困り事や悩み事、楽しい事などを話す相手

(小学校 5 年・中学校 2 年・高校 2 年)

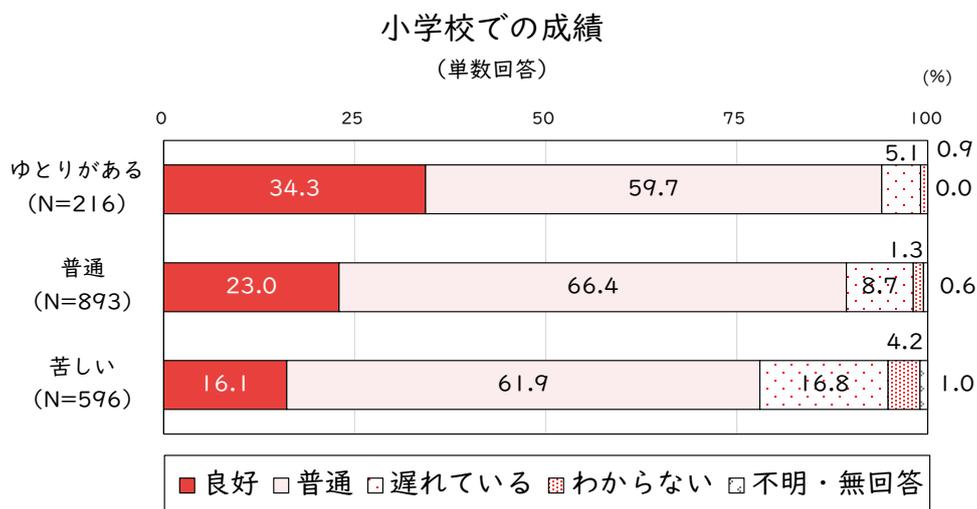
(各単数回答)



出典：愛媛県子どもの生活に関する調査

(勉強や進学・居場所について)

- ・ 小学校での成績が「良好」は、暮らしがりに「ゆとりがある」が 34.3%、「普通」が 23.0%、「苦しい」が 16.1%、「遅れている」は「ゆとりがある」が 5.1%、「普通」が 8.7%、「苦しい」が 16.8% となっています。「苦しい」は、「ゆとりがある」「普通」に比べて、「良好」が少なく、「遅れている」が多くなっています。(市調査)

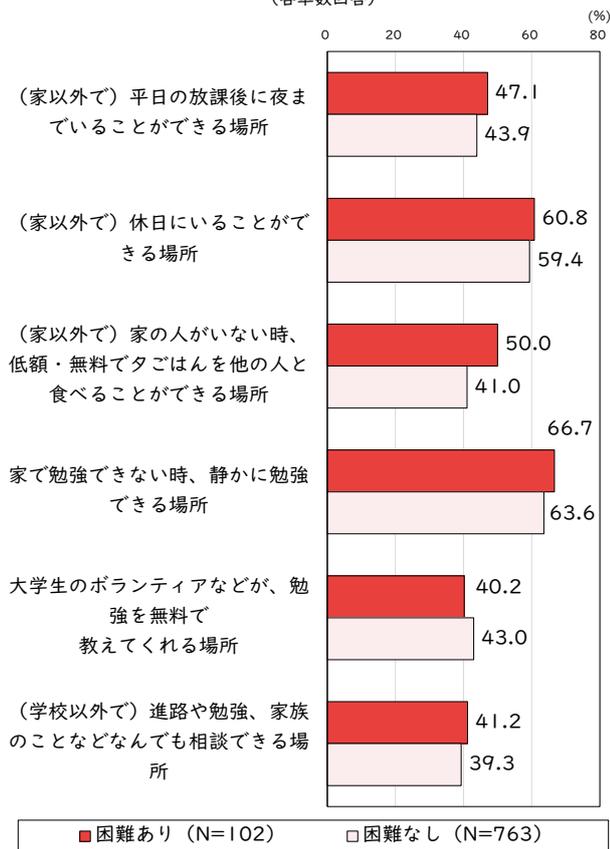


※ 「総合的にみた現在の暮らし」について「ゆとりがある」「少しゆとりがある」の回答者を「ゆとりがある」「苦しい」「大変苦しい」の回答者を「苦しい」としている。

出典：松山市子どもの生活実態調査

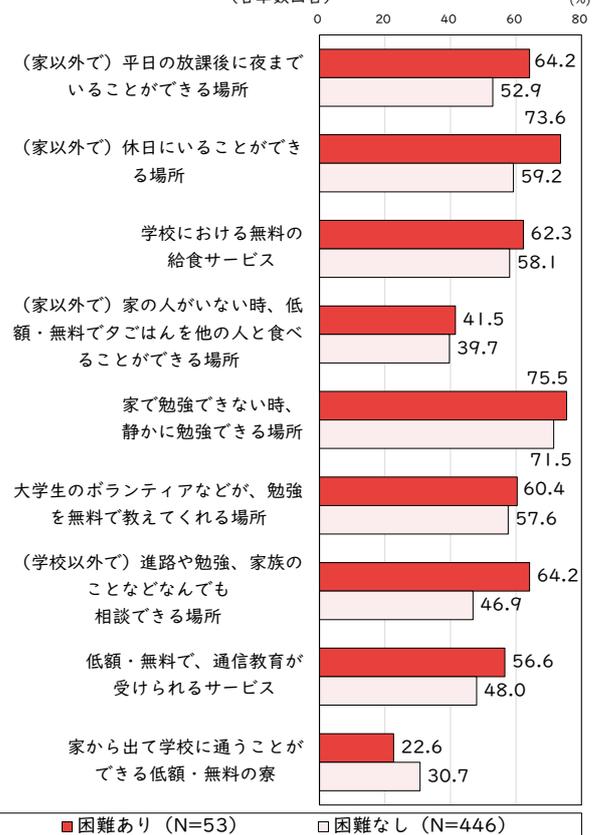
- ・ 市の小学校 5 年、中学校 2 年の「子どものための場所・サービスの利用希望」をみると、困難の有無にかかわらず「家で勉強できない時、静かに勉強できる場所」の利用希望（「使っている又は使ったことがある」「使いたい」の合計）が最も多く、「困難あり家庭」が 66.7%、「困難なし家庭」が 63.6%となっています。（県調査）
- ・ 県全体の高校 2 年の「子どものための場所・サービスの利用希望」をみると、困難の有無にかかわらず「家で勉強できない時、静かに勉強できる場所」の利用希望が最も多く、「困難あり家庭」が 75.5%、「困難なし家庭」が 71.5%となっています。（県調査）
- ・ 小学校5年、中学校 2 年、高校 2 年のいずれも、「大学生のボランティアなどが、勉強を無料で教えてくれる場所」について一定の利用希望があり、特に「困難あり家庭」の高校 2 年の利用希望が最も多く、60.4%となっています。（県調査）
- ・ 「（家以外で）家の人がない時、低額・無料で夕ごはんを他の人と食べることができる場所」の利用希望は、「困難あり家庭」の小学校5年及び中学校 2 年が 50.0%と、「困難なし家庭」のそれと比べて多くなっています。（県調査）

子どものための場所・サービスの利用希望
（市小学校5年・中学校2年）
（各単数回答）



※「使ってみたい」「使っている又は使ったことがある」の回答を「利用希望」としている。

子どものための場所・サービスの利用希望
（県全体高校2年）
（各単数回答）

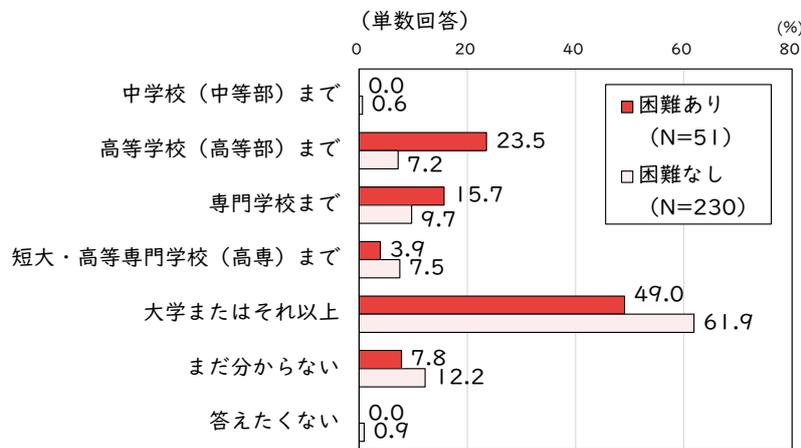


※「使ってみたい」「使っている又は使ったことがある」の回答を「利用希望」としている。

※サンプル数を確保するため、松山市ではなく県全体の数値としている。

- ・ 中学2年、高校2年の進学の希望は、困難の有無にかかわらず「大学またはそれ以上」が最も多くなっています。また、「困難あり家庭」は「困難なし家庭」と比べ、「高等学校(高等部)まで」が多く、「大学またはそれ以上」が少なくなっています。(県調査)
- ・ 保護者が子どもに希望する進路は、困難の有無にかかわらず「大学またはそれ以上」が最も多く、「困難あり家庭」が45.9%、「困難なし家庭」が63.5%となっています。また、「困難あり家庭」は「困難なし家庭」と比べ「高校まで」が多く、「大学またはそれ以上」が少なくなっています。(県調査)
- ・ 子どもに希望する進路の理由としては、困難の有無にかかわらず「子どもが希望する職業から考えて」が最も多く、「困難あり家庭」が30.0%、「困難なし家庭」が32.2%となっています。「家庭の経済的な状況から考えて」が「困難あり家庭」が13.9%と「困難なし家庭」よりも多くなっています。(県調査)

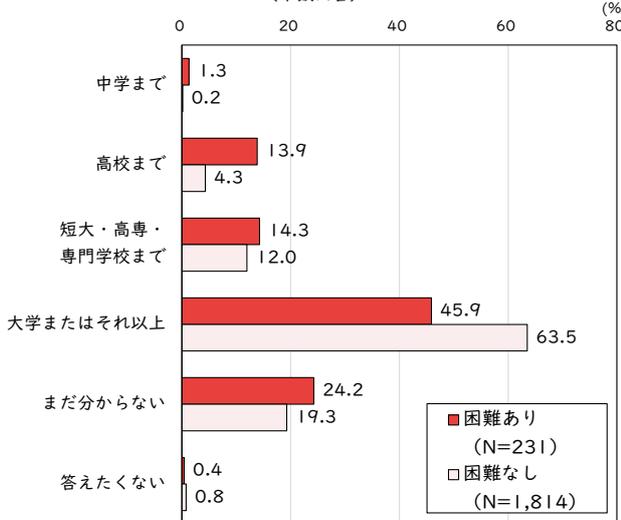
子ども自身の進学の希望
(中学校2年・高校2年)



※高校2年には中学までの項目はない

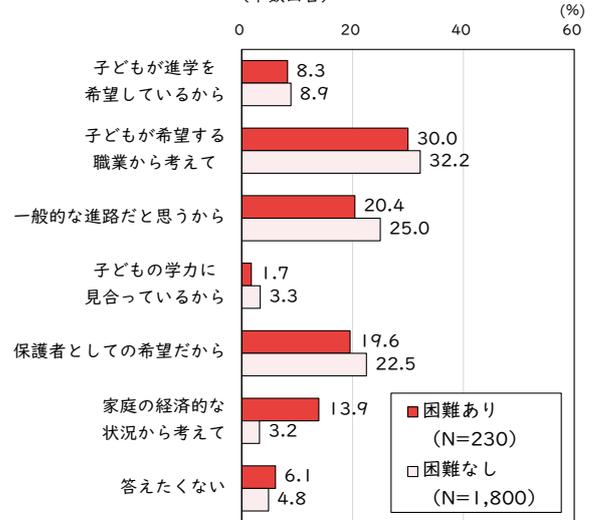
出典：愛媛県子どもの生活に関する調査

子どもに希望する進路
(単数回答)



出典：愛媛県子どもの生活に関する調査

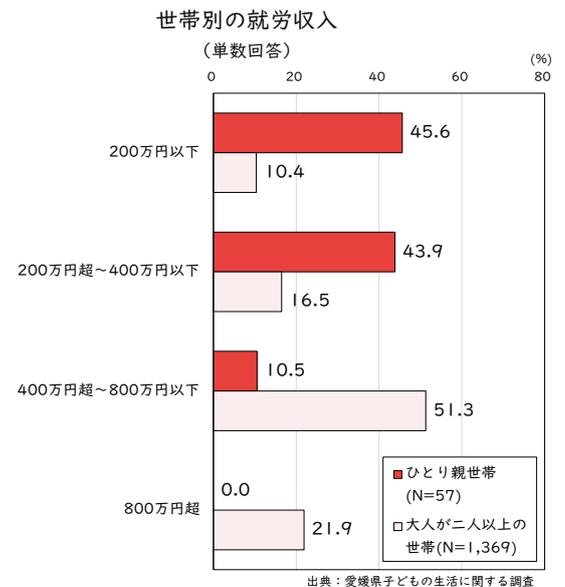
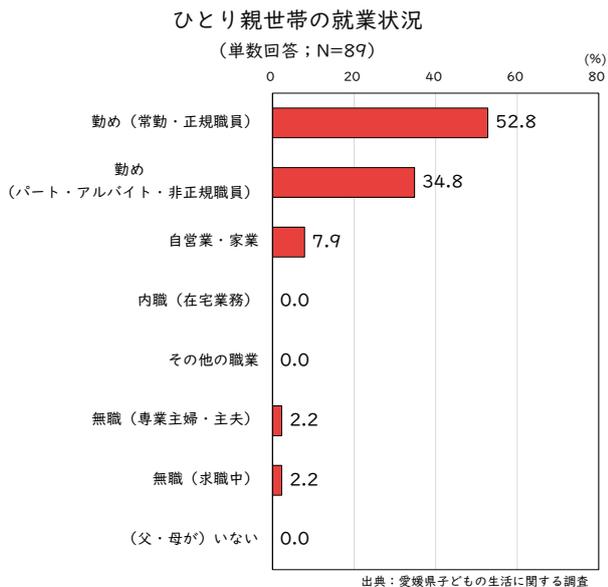
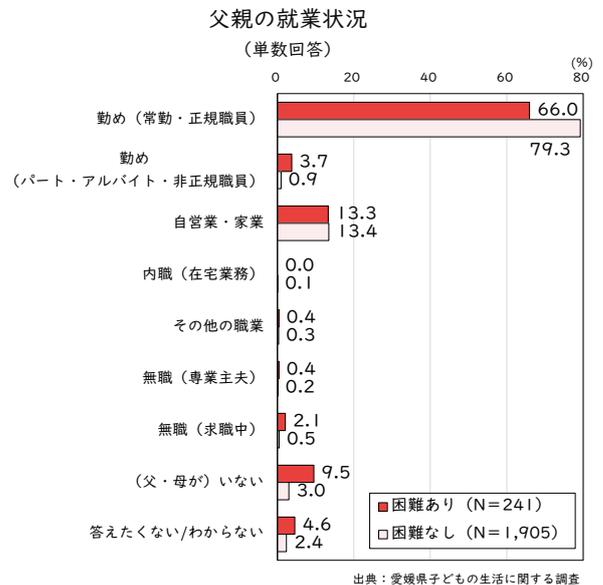
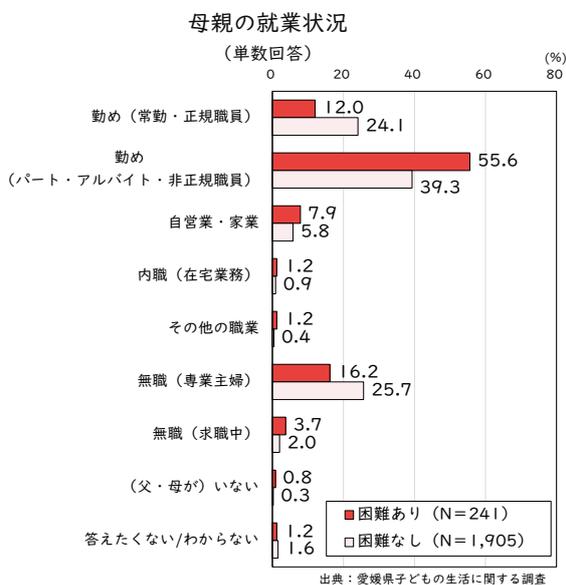
子どもに希望する進路の理由
(単数回答)



出典：愛媛県子どもの生活に関する調査

(仕事について)

- ・ 母親の就業状況をみると、困難の有無にかかわらず、「パート・アルバイト・非正規職員」が最も多く、「困難あり家庭」が55.6%、「困難なし家庭」が39.3%となっています。「困難あり家庭」では、「常勤・正職員」が「困難なし家庭」よりも少なく、「パート・アルバイト・非正規職員」「無職(求職中)」が多くなっています。(県調査)
- ・ 父親の就業状況をみると、困難の有無にかかわらず、「常勤・正職員」が最も多く、「困難あり家庭」が66.0%、「困難なし家庭」が79.3%となっています。「困難あり家庭」では、「常勤・正職員」が「困難なし家庭」よりも少なく、「パート・アルバイト・非正規職員」「無職(求職中)」が多くなっています。(県調査)
- ・ ひとり親世帯では、「常勤・正職員」が多いものの、就労収入をみると「200万円以下」が45.6%となっています。(県調査)



※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によれば、愛媛県民の平均年収は平均年齢 44 歳・400 万円強であること、アンケートに回答した保護者は、小学 5 年生以下保護者で 77.8%を占め、平均年齢より低年齢である者が多数派と考えられるため、回答が県民の平均年収よりも低くなっていることが推察される。

※ 保護者の 43.4%、3 歳児保護者の 33.3%が「答えたくない」を選択しており、本調査結果のみをもって子育て世帯の年収と考えることは適切ではない。

(3) 子どもの貧困を取り巻く課題

教育の支援

- 家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受けられるよう支援することが必要です。

「困難あり家庭」の保護者は、「困難なし家庭」の保護者と比べ、「今の生活や教育に必要なお金の問題」や「将来、子どもの進学や教育に必要なお金の問題」に悩んでいる割合が高くなっています。実際に、「子どもを塾や習い事に通わせることができなかった」経験も多くなっています。

また、「困難あり家庭」の保護者は、「困難なし家庭」の保護者と比べ、「子どもに希望する進路」で「大学またはそれ以上」と回答する割合が低くなっています。その理由として、「家庭の経済的な状況から考えて」と回答する割合が高く、「困難あり家庭」の保護者は、経済的な理由から子どもの大学進学を諦めていることがうかがえます。

一方で、子ども自身の進学の希望としては、「困難あり家庭」、「困難なし家庭」ともに「大学またはそれ以上」と回答する子どもが最も多くなっています。

以上のことから、世帯の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受けられるよう支援する必要があると考えられます。

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進することが必要です。

「困難あり家庭」の保護者は、「困難なし家庭」の保護者と比べ、「今後の家庭生活の経済的な見通し」について、「悪くなっていく」と回答した割合が高く、今後の見通しを悲観的にとらえていることがうかがえます。

また、「困難あり家庭」の方が、「困難なし家庭」と比べ、保護者・子どものいずれも、悩みごとが多く、相談できる人もいない傾向にあります。

以上のことから、相談窓口を充実させるなど、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する必要があると考えられます。

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 資格取得に向けた職業訓練や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりなど、個々の状況に合ったきめ細かな就労支援が必要です。

「困難あり家庭」の保護者は、非正規雇用や無職など不安定な就労状況がうかがえます。また、ひとり親世帯の保護者は、常勤・正規職員であってもその収入が十分ではなく、経済的に厳しい状況にある家庭が多くあります。

また、「困難あり家庭」の保護者は、「困難なし家庭」の保護者と比べ、「仕事と子育てのバランス」で悩んでいる割合が高くなっています。

以上のことから、世帯の所得増大のための資格取得に向けた職業訓練や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりなど、個々の状況に合ったきめ細かな就労支援の必要があると考えられます。

経済的支援

- 経済的支援だけでなく、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、支援が必要な世帯を積極的に把握することが必要です。

「暮らしづりが苦しい世帯」の半数近くが貯蓄をできていない状況です。また、食費や住宅費など、日々の生活に必要な費用が家計を圧迫している状況がうかがえます。

加えて、ひとり親世帯では養育費を受け取っていないケースが多く、このようなケースでは家計の経済的負担が大きいといえます。

以上のことから、家庭の状況にかかわらず日々の生活を安定させるため、経済的支援は重要と考えられます。ただし、子どもに支援を届ける方法としては現物給付がより効果的であることや、金銭面だけでなく、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も子どもの育ちに与える影響が大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めることが必要です。また、各種支援制度を知らず、利用できていない世帯も存在するため、制度の周知に努め、また、そうした世帯を積極的に把握し、支援制度の利用を促すことも必要です。

3. 計画の基本的な考え方

(1) めざす姿

貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが
現在から将来にわたり、夢や希望を持つことのできるまち



この「めざす姿」は“まちのあるべき姿”であり、本計画に基づく取組の方向を示しています。

国は、「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、「貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す」、「子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにする」としています。

また、愛媛県は、「第2期えひめ・未来・子育てプラン(後期計画)」の「第6章 子どもの貧困対策」の中で、「地域や社会全体で協力して課題を解決する」としています。

本市としても、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが笑顔で暮らせるよう支援することが重要と考えます。

こうしたことを踏まえて、本計画の「めざす姿」を「貧困の連鎖を断ち切り、現在から将来にわたり、夢や希望を持つことのできるまち」とし、これを実現するため、子どもの最善の利益を優先的に考慮し、行政だけでなく、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、社会全体で課題の解決に取り組みます。

(2) 基本方針

めざす姿である「貧困の連鎖を断ち切り、現在から将来にわたり、夢や希望を持つことのできるまち」を実現するため、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、次の3点を本計画の基本方針として定めます。

方針 1

支援が届きにくい子どもを含め、すべての子どもや家庭に寄り添います。

- ・ 貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しづらい等の状況も見られます。こうした子どもや家庭も含め、誰一人取り残すことなく、すべての子どもや家庭に寄り添います。

方針 2

子育てや貧困を家庭のみの問題とせず、社会全体で支援します。

- ・ 子育てや子どもの貧困を、その家庭のみの問題とすることなく、行政、民間企業・団体、地域住民等、社会全体で支えていきます。

方針 3

親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、切れ目のない支援を行います。

- ・ 親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援を行います。また、子どもの乳幼児期から社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援します。

4. 施策の展開

(1) 施策の体系

国の「子供の貧困対策に関する大綱」での重点施策に相当する 4 項目を、本計画の施策の柱として設定します。また、関連する SDGs(持続可能な開発目標)を施策の柱ごとに示します。

施策の柱	施 策
1. 教育の支援	1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
	2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
	3 大学等進学に対する教育機会の提供
	4 特に配慮を要する子どもへの支援
	5 教育費負担の軽減
	6 地域での学習支援等
	7 その他の教育支援
2. 生活の安定に資するための支援	8 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期での支援
	9 保護者の生活支援
	10 子どもの生活支援
	11 子どもの就労支援
	12 住宅に関する支援
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	13 ひとり親に対する就労支援
	14 ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
4. 経済的支援	15 子育て世帯等への経済的支援

(2) 施策の内容

施策の柱 1. 教育の支援

関連する SDGs



家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばし、一人ひとりが豊かな人生を実現できるように支援することが重要です。教育の機会均等を保障するための教育費負担の軽減を図るとともに、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

施策 1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上			
区分	事業名	概要	担当課
幼児教育・保育の無償化	ア. 子育てのための施設等利用給付事業	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育・保育の無償化対象施設としての「確認」が完了した施設に通う子どもに係る給付費を、施設又は保護者に給付します。 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯に対する実費徴収額の補足給付を実施します。 	保育・幼稚園課
幼児教育・保育の質の向上	イ. 地域保育所保育料補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域保育所(認可外保育施設)に入所している多子世帯について、認可保育所等の基準と同様に、要件を満たす場合に保育料の全額または半額を補助します。 	保育・幼稚園課
	ウ. 幼稚園事務管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 市立幼稚園に通う、生活保護世帯に対する実費徴収額の補足給付を実施します。 	保育・幼稚園課

施策 2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築			
区分	事業名	概要	担当課
スクールカウンセラーが機能する体制の構築等	ア. スクールカウンセラー活用事業	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県のスクールカウンセラー活用事業により、松山市立の全小中学校でスクールカウンセラーの活用を図ります。 	学校教育課
学校教育による学力保障	イ. 松山の教育研究開発事業	<ul style="list-style-type: none"> 「松山の授業モデル」や児童生徒一人一台端末を活用し、授業改善や個別最適化した学びの充実を図ります。 	教育研修センター事務所

施策3 大学等進学に対する教育機会の提供			
区分	事業名	概要	担当課
高等教育の修学支援	ア. 松山市奨学資金貸付事業	・ 大学・短大へ進学を希望する者のうち、学業成績が優秀で、経済的事情により修学が困難な者に対し、学業に必要な資金を無利子で貸し付けます。	学校教育課

施策4 特に配慮を要する子どもへの支援			
区分	事業名	概要	担当課
特別支援教育に関する支援の充実	ア. 特別支援教育就学奨励事業	・ 松山市立小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒等の保護者に対して、特別支援教育就学奨励費を支給します。	学校教育課

施策5 教育費負担の軽減			
区分	事業名	概要	担当課
義務教育段階の就学支援の充実	ア. 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費(学用品等)支給事業	・ 経済的理由により、公立小中学校への就学が困難な児童生徒等の保護者に対して、就学援助費を支給します。	学校教育課
	イ. 不登校対策総合推進事業	・ ひきこもり傾向のある児童生徒の家庭にタブレットを無償貸与し、教育指導員が学習ソフトによる学習支援やメール・家庭訪問等によるコミュニケーションを図ります。 ・ 本事業の適用認定を受けた要保護及び準要保護家庭には必要に応じてインターネットの回線引き込み作業料や回線使用料等を負担します。	教育支援センター事務所
	ウ. 進学準備給付金支給事業	・ 大学等に進学する被保護者に対し、新生活の初期費用として自宅から通学する者には 10 万円、自宅区外から通学する者には 30 万円を支給します。	生活福祉総務課 生活福祉業務第1課 生活福祉業務第2課
生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減	エ. 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減事業(教育扶助費、生業扶助費(高校就学費))	・ 生活保護受給世帯に対し、義務教育や高校の就学に必要な費用を支給します。	生活福祉総務課 生活福祉業務第1課 生活福祉業務第2課
ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	オ. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	・ ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12 種類の貸付を行います。	子育て支援課

施策6 地域での学習支援等			
区分	事業名	概要	担当課
地域学校協働活動での学習支援等	ア. 放課後子ども教室運営事業	・ 放課後や週末に小学校の余裕教室や公民館等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。	地域学習振興課
生活困窮世帯等への学習支援	イ. 松山市子ども健全育成事業(土曜塾)	・ 市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供します。	子育て支援課 生活福祉総務課 生活福祉業務第1課 生活福祉業務第2課

施策 7 その他の教育支援			
区分	事業名	概要	担当課
学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保等	ア. 教育扶助費(給食費)	・ 生活保護法の教育扶助として、保護者が負担すべき給食費を小中学校に代理納付します。	生活福祉 総務課 生活福祉 業務第1課 生活福祉 業務第2課
	イ. 就学援助費(学校給食費)支給事業	・ 学校給食法に基づき、小中学校の準要保護児童生徒、特別支援学級生徒を対象に学校給食費を支給します。	保健体育課
	ウ. 就学援助費(医療費)支給事業	・ 学校保健安全法に基づき、小中学校の要保護児童生徒、準要保護児童生徒を対象に医療費を支給します。	



施策の柱 2. 生活の安定に資するための支援

関連する SDGs



子どもとその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、交流の機会や居場所の確保を図り、子どもとその保護者の生活の安定に資するための支援を行います。

施策8 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期での支援			
区分	事業名	概要	担当課
妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	ア. 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター一分)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親子(主に乳幼児)がいつでも気軽に参加でき、打ち解けた雰囲気の中で語り合ったり学び合ったりする交流の場を提供します。 	保育・幼稚園課
	イ. 子育てひろば等支援事業		子育て支援課
	ウ. 地域子育て支援拠点事業(直営型)		子ども総合相談センター事務所
	エ. 児童館等管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童館及び児童センターを市内 8 か所に設置しています。各施設で各種事業を実施し、地域の児童の健全育成を図ります。 	子育て支援課
	オ. 助産施設事業	<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由で助産を受けることが困難な妊産婦に対し、指定病院に入所の上、出産に必要な費用の一部を助成する。 	子育て支援課
	カ. 総合相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 0 歳～18 歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として、子育て、発達、虐待、いじめ、不登校、問題行動などの様々な相談や、妊娠出産に関する悩みを抱える方からの相談を受け付け、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。 	子ども総合相談センター事務所
	キ. 養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> 養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師、保育士などの専門職がその家庭を訪問し、子育てなどの悩みや問題等に関する助言・指導を行うとともに、関係機関と連携し、当該家庭の適切な養育の確保につなげます。 	子ども総合相談センター事務所
	ク. 乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聴き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス利用に結び付けます。 	健康づくり推進課
	ケ. 妊娠・出産支援事業(子育て世代包括支援センター事業)	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦や乳幼児を対象に、母子保健に関する手続や相談対応を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 	健康づくり推進課
	コ. 小児慢性特定疾病・育成・養育医療費等給付事業	<ul style="list-style-type: none"> 慢性疾病により長期療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、疾病の治療にかかる医療費や日常生活用具の給付に対して一部又は全部を公費負担するほか、自立支援事業を実施します。(小児慢性特定疾病対策事業) 医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し、指定医療機関で養育に必要な医療を給付し、それに要した費用の一部又は全部を公費負担します。(未熟児養育医療給付事業) 身体上の障がいのある 18 歳未満の児童に対し、指定医療機関で障がいの除去又は軽減を目的として医療を給付し、それに要した費用の一部又は全部を公費負担します。(育成医療給付事業) 	健康づくり推進課

区分	事業名	概要	担当課
	サ. 生活保護受給者への健康診査実施事業	・ 40歳以上の生活保護受給者(無保険者のみ)や中国残留邦人等に対する支援給付受給者に検診機会を提供するため、医師会に委託し、健康診査を指定医療機関で行います。	健康づくり推進課
特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	シ. 母子生活支援施設事業	・ 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援します。	子育て支援課

施策9 保護者の生活支援

区分	事業名	概要	担当課
保護者の自立支援	ア. 生活保護支給事業	・ 生活に困窮するすべての市民に対して困窮の程度に応じて必要な保護を行います。	生活福祉総務課 生活福祉業務第1課 生活福祉業務第2課
	イ. 生活困窮者自立相談支援窓口	・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談窓口を設置し、就労支援を含む自立に向けた課題分析やプラン作成等を行うとともに、必要に応じて他機関へつなぎます。	生活福祉総務課
	ウ. 家庭・婦人・父子相談事業	・ 児童福祉全般の相談事業及び要保護女子に必要な助言指導を行います。	子育て支援課
	エ. ひとり親家庭日常生活支援事業	・ ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図ります。	子育て支援課
保育等の確保	オ. 児童クラブ運営事業	・ 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。経済的に困難な状況にある世帯の自立促進及び経済的負担の軽減を図るため、児童クラブの負担金を助成します。	子育て支援課
	カ. 休日子どもカレッジ推進事業	・ 夏休み等の長期休暇中に、親の不在や家庭の事情により体験や人とのつながりが不足する子どもに対し、行政・大学等の連携のもと、学びや遊び、交流などの様々な体験を提供します。	子育て支援課
	キ. 施設型給付保育所事業、施設型給付幼稚園事業、施設型給付認定こども園事業、地域型保育給付事業、商店街保育事業	・ 私立保育所、認定こども園、新制度に移行している私立幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業、商店街保育事業に対して、国が定めた公定価格から世帯の収入に応じた利用者負担額の差額を園の運営費等として支給します。また、生活保護世帯に対し、実費徴収額の補足給付を行います。	保育・幼稚園課
	ク. 一時預かり事業	・ 保育所、認定こども園、新制度に移行している私立幼稚園などに対し、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育する事業に助成します。	保育・幼稚園課
	ケ. 保育所事務費	・ 公立保育所等を運営します。また、生活保護世帯に対し、実費徴収額の補足給付を行います。	保育・幼稚園課
	コ. 事業所内保育施設整備促進事業	・ 愛媛労働局から設置費・運営費について助成を受ける事業者を対象に、市が上乘せ助成をします。また、一定の基準を満たす認証保育所に補助金を加算します。	保育・幼稚園課

区分	事業名	概要	担当課
保育等の確保	サ. 幼稚園長時間預かり保育支援事業	・ 認定こども園等への移行を目指し、土曜や長期休業日も含め 11 時間開所して、預かり保育を行う私立幼稚園へ、運営費や認定こども園としての機能を整備する際の整備費を補助します。	保育・幼稚園課
	シ. 公立保育所臨時園舎設置事業(待機児童特別対策)	・ 住宅化の進行などの理由により保育需要が急速に増加している市内南部及び西部地域で、応急的な対応として公立保育所の園庭に臨時園舎を設置します。	保育・幼稚園課
	ス. 公立保育所整備事業	・ 老朽化の進んだ園舎の建て替え等を実施し、安全・安心な保育環境を整えます。	保育・幼稚園課
	セ. 待機児童対策・保育の質向上事業	・ 4 月に 1、2 歳児を定員を超えて受け入れている施設への助成、入所予約制の導入、加配保育士に対する助成、障がい児保育を担う保育士への助成を実施し、保育サービスの充実を図ります。	保育・幼稚園課
	ソ. 地域保育所施設運営補助事業	・ 地域保育所(認可外保育施設)等の運営に係る経費の一部を補助します。	保育・幼稚園課
	タ. 病児・病後児保育事業	・ 保護者が就労している場合等で、病気中の子ども(小学 6 年生まで)を家庭で保育できない場合に、病児保育実施施設にて一時的な預かり保育を行うほか、保育中に体調不良となった子どもの保育所等から同施設までの送迎を行います。	保育・幼稚園課
保護者の育児負担の軽減	チ. ファミリー・サポート・センター事業(育児)	・ 子育てに関し、「援助を受けたい方(依頼会員)」と「援助を行いたい方(提供会員)」両者のあつ旋等を行います。 ・ 利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員数のバランスを保ちます。 ・ より安全な援助活動を行うための講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図ります。	子育て支援課
	ツ. 子育て短期支援事業	・ 保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課

施策 10 子どもの生活支援

区分	事業名	概要	担当課
生活困窮世帯等の子どもへの生活支援	ア. 松山市子ども健全育成事業(土曜塾)	(再掲:柱1-施策 6-1)	
食育の推進に関する支援	イ. 食育推進事業	・ 生涯にわたり健康な心身と豊かな人間性を育むため、食育を推進します。	健康づくり推進課
	ウ. 生涯健康づくり推進事業(栄養相談事業)	・ 管理栄養士等が食べ物・栄養に関する相談を実施します。	

施策11 子どもの就労支援			
区分	事業名	概要	担当課
生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援	ア. 松山市子ども健全育成事業(土曜塾)	(再掲:柱1-施策 6-1) ※ 学習支援を行うことにより、進路選択の幅を広げ、将来的な就労に資するもの。	

施策 12 住宅に関する支援			
区分	事業名	概要	担当課
住宅に関する支援	ア. 住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者が離職・廃業後 2 年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合に、一定の要件を満たした場合、市区町村ごとに定める額を上限に実際の家賃額を原則 3 か月間(延長は 2 回まで最大 9 か月間)支給します。 	生活福祉総務課
	イ. 市営住宅への入居優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯については、入居収入基準を緩和します。 募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行います。 母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯を含む高齢者世帯などの優先対象世帯のみで優先枠の入居抽選を行ったのちに、優先対象世帯とその他の世帯で優先枠以外の入居抽選を実施します。 母子専用住宅を 20 戸設置しており、母子家庭の状況に配慮した住環境を整えます。 	住宅課
	ウ. 新たな住宅セーフティネット推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、県居住支援協議会や居住支援法人研修会等を通じて情報発信等により、登録を働きかけます。 保健福祉部とともに居住支援団体等が主催する研修会に参加し、ニーズ等を把握するなど、包括的な支援が可能となるよう努めます。 	住宅課

施策の柱 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

関連する SDGs



所得増大のための資格取得に向けた職業訓練や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりなど、個々の状況に合ったきめ細かな就労支援を行います。

施策 13 ひとり親に対する就労支援			
区分	事業名	概要	担当課
ひとり親家庭の親への就労支援	ア. ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	・ 児童扶養手当を受給している方の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定します。	子育て支援課
	イ. 高等職業訓練促進給付金等支給事業	・ 国家資格の専門的な資格取得を目指し、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給します。	子育て支援課
	ウ. 自立支援教育訓練給付金支給事業	・ 自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成します。	子育て支援課
	エ. 母子家庭等就業・自立支援センター事業	・ 母子家庭の母等の就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習を実施します。	子育て支援課
ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	オ. ファミリー・サポート・センター事業(育児)	(再掲:柱 2-施策 9-チ)	
	カ. 子育て短期支援事業	(再掲:柱 2-施策 9-ツ)	
	キ. 日中一時支援	・ 障害児(者)の介護者が疾病やその他の理由により一時的に見守り等の支援が必要な際に、障害児(者)の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図ります。	障がい福祉課
ひとり親家庭の親の学び直しの支援	ク. 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業	・ 高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成します。	子育て支援課

施策 14 ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援			
区分	事業名	概要	担当課
就労機会の確保	ア. テレワーク在宅就労促進事業(就労奨励金・発注奨励金の交付)	・ 就職困難者及び在宅で働くことを希望する人の雇用機会の創出及び拡大を図るため、テレワークによる在宅で業務を行う人を雇用等する指定事業者に対し就労奨励金を、その指定事業者が在宅就労業務を発注する事業者に対し、発注額の10%を奨励金とする発注奨励金を交付します。	地域経済課
	イ. 生活困窮者自立相談支援窓口	(再掲:柱 2-施策 9-イ)	
	ウ. 住居確保給付金	(再掲:柱 2-施策 12-ア)	

施策の柱 4. 経済的支援

関連する SDGs



様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、支援が必要な世帯を積極的に把握し、支援制度の利用を促します。

施策 15 子育て世帯等への経済的支援			
区分	事業名	概要	担当課
児童手当・児童扶養手当制度等の着実な実施	ア. 児童手当支給事業	・ 児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健全な成長のため、児童の養育者に手当を支給します。	子育て支援課
	イ. 児童扶養手当支給事業	・ ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
	ウ. 子育て応援券交付事業	・ 第2子以降の出生時に、紙おむつを約1年分購入できる応援券50,000円(1,000円×50枚綴り)を交付します。	子育て支援課
	エ. 子ども医療助成事業	・ 0歳から15歳までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課
	オ. ひとり親家庭医療助成事業	・ ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課
	カ. 特別児童扶養手当事務事業	・ 身体障がい(1～4級一部程度)や知的障がい(療育手帳A及びBの一部程度)又は一定の精神障がいのある20歳未満の児童と生計同一で監護している父若しくは母又は父母に代わって養育している者に対し手当を支給します。	障がい福祉課
	キ. 特別障害者手当等支給事業(障害児福祉手当)	・ 身体障がい(1・2級一部程度)や知的障がい(療育手帳A最重度程度)があり、常時介護を必要とする20歳未満の児童に対し障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
	ク. 松山市重度心身障がい児童福祉年金事業	・ 20歳未満の児童で身体障害者手帳(1～3級)又は療育手帳A・B(中度)の所持者と生計同一で現に監護する者に対し、松山市重度心身障がい児童福祉年金を支給します。	障がい福祉課
	ケ. 重度心身障害者医療助成事業	・ 身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳A又は療育手帳B(中度)と身体障害者手帳両方の所持者に対し、医療費の助成を行います。	障がい福祉課
養育費の確保の推進	コ. ひとり親家庭自立支援事業(養育費に関する弁護士相談部分)	・ ひとり親家庭を対象に、母子・父子自立支援員等が情報提供や助言を行い、状況に応じ弁護士による法律相談を行うなど養育費確保の促進に努めます。	子育て支援課
	サ. ひとり親家庭自立支援事業(専門相談員による養育費相談等の実施)	・ 養育費の取り決めや確保、子どもの面会交流について、専門相談員による相談を実施します。	子育て支援課
教育費負担の軽減	シ. 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費(学用品等)支給事業	(再掲:柱1-施策5-ア)	

(施策 15 つづき)

区分	事業名	概要	担当課
教育費負担の 軽減	ス. 生活困窮世帯等 への進学費用等 の負担軽減事業 (教育扶助費、生 業扶助費(高校就 学費))	(再掲:柱 1-施策 5-工)	
	セ. 教育扶助費(給食 費)	(再掲:柱 1-施策 7-ア)	
	ソ. 就学援助費(学校 給食費)支給事業	(再掲:柱 1-施策 7-イ)	
	タ. 就学援助費(医療 費)支給事業	(再掲:柱 1-施策 7-ウ)	



(3) 成果指標

国は「子供の貧困対策に関する大綱」で 39 の指標を定めています。

本市では、国が示すこれらの指標を踏まえつつ、「4. 施策の展開」で示す具体的な取組内容との整合を図り、施策の柱ごとに成果指標を設定します。

【施策の柱 1. 教育の支援】

成果指標	現状	目標(令和7年度)
① 「困難あり家庭」の子どもの短大、高専、大学またはそれ以上への進学希望率	52.9% (令和2年度)	60%
② 土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和元年度)	100%

【施策の柱 2. 生活の安定に資するための支援】

成果指標	現状	目標(令和7年度)
③ 乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	100% (令和元年度)	100%
④ 子ども総合相談の件数	2,653 件 (令和元年度)	3,200 件
⑤ 養育支援訪問の件数	2,718 件 (令和元年度)	3,200 件

【施策の柱 3. 保護者の就労に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

成果指標	現状	目標(令和7年度)
⑥ 高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	92% (令和元年度)	100%
⑦ 自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	88% (令和元年度)	100%

【施策の柱 4. 経済的支援】

成果指標	現状	目標(令和7年度)
⑧ 愛顔っ子応援券(おむつ券)の交付件数	1,976 件 (令和元年度)	1,976 件
⑨ 養育費の取り決めをしている割合(母子世帯)	49.6% (令和2年度)	55%
⑩ 専門相談員による養育費相談件数	1 件 (令和元年度)	10 件

《参考:国の「子供の貧困に関する39の指標」》

指標		直近値	算出方法
教育の支援			
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% H30.4.1 現在	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業生総数のうち、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% H30.4.1 現在	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除いたもの (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% H30.4.1 現在	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数のうち、大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)又は各種学校への進学した者の割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% H30.5.1 現在	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度(5月時点)に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
	高等学校卒業後	30.8% H30.5.1 現在	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% H28.11.1 現在	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合(出所:全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% H28.11.1 現在	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
	高等学校卒業後	58.5% H28.11.1 現在	母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、大学、短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% H30 年度	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の割合 (出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 H30 年度	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 (出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% H30 年度	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	58.4% H30 年度	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% H30 年度	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された小学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	89.0% H30 年度	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された中学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65.6% H29 年度	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)

新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% H30年度	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
	中学校	56.8% H30年度	
高等教育の修学支援制度の利用者数	大学	-	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 (注)高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。 (出所:独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
	短期大学	-	
	高等専門学校	-	
	専門学校	-	

指標		直近値	算出方法			
生活の安定に資するための支援						
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金	14.8% H29年	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))		
		ガス料金	17.2% H29年			
		水道料金	13.8% H29年			
	子供がある全世帯	電気料金	5.3% H29年		子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))	
		ガス料金	6.2% H29年			
		水道料金	5.3% H29年			
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験	34.9% H29年	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない経験(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%) 衣服が買えない経験(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%)		
		衣服が買えない経験	39.7% H29年			
	子供がある全世帯	食料が買えない経験	16.9% H29年		子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない経験(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%) 衣服が買えない経験(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%)	
		衣服が買えない経験	20.9% H29年			
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談		8.9% H29年	ひとり親世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))
			いざという時のお金の援助		25.9% H29年	
等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位		重要な事柄の相談	7.2% H29年	子供がある世帯で等価可処分所得が第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))		
		いざという時のお金の援助	20.4% H29年			

指標		直近値	算出方法
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% H27年	母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所:国勢調査)
	父子世帯	88.1% H27年	父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所:国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% H27年	就業している母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所:国勢調査)
	父子世帯	69.4% H27年	就業している父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所:国勢調査)

指標		直近値	算出方法
経済的支援			
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% H27年	貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17歳以下)の数を子供の数で除したものの (出所:国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	7.9% H27年	貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17歳以下)の数を子供の数で除したものの (出所:全国消費実態調査)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% H27年	貧困線に満たない大人一人(18歳以上 65歳未満)と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したものの (出所:国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	47.7% H27年	貧困線に満たない大人一人(18歳以上)と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したものの (出所:全国消費実態調査)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9% H28年	養育費の取決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したものの (出所:全国ひとり親世帯等調査)
	父子世帯	20.8% H28年	養育費の取決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したものの (出所:全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% H28年	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したものの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計))
	父子世帯	90.2% H28年	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したものの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計))